《抄訳》

国家ドラッグ規制法 (2008年)

The National Drugs Control Act, 2008

2008年8月5日 アーネスト・バイ・コロマ大統領署名

第1章 前文

第1条 本法においては、文脈上異なる解釈を要する場合を除き、

「類似物 (analogue)」とは、本法の付表に掲載されておらず、その化学構造がその模倣する精神作用をもたらすドラッグと相当程度類似しているドラッグを意味し、

「検査者(analyst)」とは、第45条のもとで任命される者を指し、

「認可治療センター(approved treatment centre)」には、ドラッグ乱用者 あるいはドラッグ依存症者に治療を提供する治療センターとして大臣によ って認可された病院、養護ホーム、ホステル、保健施設あるいは他の機関を 含み、

「司法長官(Attorney-General)」とは、司法長官および法務大臣を意味し、「権限をもつ者(authorised person)」とは、

- (a) 本法のもとで特定の義務を履行する権限を長官によって与えられた国家ドラッグ取締局(National Drug Law Enforcement Agency)の担当官、職員あるいは代理人、
- (b) シエラレオネ警察のメンバー、
- (c) 税関職員、を意味し、

「大麻 (cannabis)」とは、大麻樹脂が抽出されていない大麻 (種子および 葉を含む) の部分を意味し、

「大麻草 (cannabis plant)」とは、真正の植物としての大麻草を意味し、「大麻樹脂 (cannabis resin)」とは、未加工か精製されたものかを問わず大麻からえられた樹脂を意味し、

「コカブッシュ (coca bush)」とは、エリスロキシロン (*Erythroxylon*) 種に属するすべての植物を意味し、

「規制化学物質(controlled chemical)」とは、大臣が定める物質を意味し、「コントロールド・デリバリー(controlled delivery)」とは、重大な違法行為に関与した者を特定し、あるいはその違法行為を告発するのに必要な証拠を収集するために、違法行為に直接的あるいは間接的に関係があるとみなされるドラッグ、類似物、薬剤、無害な代替物、規制機材、規制物質あるいは物品を、権限をもつ者の監視下でシエラレオネに持ち込み、通過させ、あるいは持ち出す捜査技術を意味し、

「規制機材(controlled equipment)」とは、大臣が定める機材を意味し、「規制物質(controlled material)」とは、大臣が定める物質を意味し、

「締約国(convention State)」とは、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約(United Nations Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances, 1988)」の締約国を意味し、「裁判所(court)」とは、高等裁判所(High Court)を意味し、

「栽培(cultivate)」とは、植付、種蒔、種子散布、育成、養育、養成あるいは収穫を意味し、かつ、それには、アヘン、コカの葉、大麻、大麻樹脂を含む植物からそれらを分離することを含み、

「データ (data)」とは、情報あるいは概念の、あらゆる形態の表出を意味し、

「歯科医(dentist)」とは、歯科医業を営むために「医療実務者および歯科 医師法(the Medical Practitioners and Dental Surgeon Act, 1994)」のもと で登録し、資格をえた者を意味し、

「文書(document)」とは、情報のあらゆる記録を意味し、

- (a) 記された物すべて、
- (b) 解釈する資格をもつ者にとって意味があるマーク、数値、記号、穿孔 のある物すべて、
- (c) 補助の有無にかかわらず、音声、イメージ、文章から導き出される物 すべて、あるいは
- (d) 地図、図形、描写、写真あるいは類似した物、を含み、

「ドラッグ (drug)」とは、禁止ドラッグ、ハイリスクドラッグ、リスクドラッグ、あるいはその調合物を意味し、

「ドラッグ乱用者 (drug abuser)」とは、

- (a) 医学的な処方箋なしに、かつ
- (b) 医療、科学あるいは関連する他の目的のためではなく、

ドラッグあるいは類似物を使用するすべての者を意味し、

ドラッグあるいは類似物に関する「ドラッグ依存症者 drug dependent person)」とは、

- (a) ドラッグの投与がドラッグ使用に関する制御能力を減退させ、あるい はそうした制御能力の減退を示すドラッグ要求行為をもたらし、
- (b) ドラッグの投与の停止が精神的あるいは身体的な苦痛あるいは障害を もたらすと想像される、

そうした条件をもつ者すべてを意味し、

「カプセル詰め機 (encapsulating machine)」とは、シェル、カプセル、あるいは他の容器にドラッグあるいは類似物を詰めるのに用いられる機材を意味し、

「外国(foreign State)」とは、シエラレオネ以外のすべての国家、およびドラッグ、類似物、規制機材、規制物質に関する法律を執行する、領土、属領、保護領を含む、そうした諸国のすべての構成単位を意味し、

「ハイリスクドラッグ (high-risk drug)」とは、第2付表に掲載されているドラッグを意味し、

「検査官 (inspector)」とは、第 26 条にもとづいて任命された者を意味し、「機関 (institution)」とは、身体的あるいは精神的に苦しむ人々の入院、治療、ケアのために使用される病院、養護ホーム、その他の機関を意味し、

「国際ドラッグ管理条約 (International Drug Control Convention)」とは、

- (a) 1961 年 3 月 30 日にニューヨークで採択され、1972 年 3 月 25 日に ジュネーブで採択された単一条約修正のための議定書で修正された 麻薬に関する単一条約、
- (b) 1971 年 2 月 21 日にウィーンで採択された向精神薬に関する条約、
- (c) 1988年12月20日に採択された麻薬と向精神薬の不正取引に関する

国連条約、および

(d) 他の国際条約、あるいは本法施行後、シエラレオネが締約国になるかもしれない、ドラッグ、規制化学物質あるいは規制機材に全体的あるいは部分的に関係する国際条約を修正する他の措置、を意味し、

ドラッグ、類似物、規制化学物質あるいは規制物質に関する「製造 (manufacture)」とは、

- (a) ドラッグ、類似物、規制化学物質あるいは規制物質を生産するため のいずれかのプロセスを実施すること、
- (b) ドラッグ、類似物、規制化学物質あるいは規制物質を生成、準備、 混合、抽出、生成、調合あるいは梱包すること、
- (c) ドラッグ、類似物、規制化学物質あるいは規制物質を他のドラッグ、 類似物、規制化学物質あるいは規制物質に変質させること、
- (d) ドラッグを服用の形状にすること、を意味し、

「医師(medical practitioner)」とは、医療業務を行うために、「医療実務者 および歯科医師法(Medical Practitioners and Dental Surgeons Act, 1994)」 のもとで登録し、資格をえた者を意味し、

「大臣(Minister)」とは、内務に責任をもつ大臣を意味し、

「未成年者 (minor)」とは、18歳未満の者を意味し、

「アヘンケシ(opium poppy)」とは、パラヴェール・ソムニフェルム(*Paraver somniferum*)種の植物を意味し、

「薬剤師(pharmacist)」とは、「薬事法(Pharmacy and Drugs Act, 2001)」で指定された者を意味し、

「場所(place)」とは、(占有されているか、囲い込まれているか、建造物があるか否かを問わず) すべての土地と区画を意味し、

「業務者(practitioner)」とは、歯科医、医師、獣医、あるいはシエラレオネの法律にもとづいてドラッグを合法的に処方し、提供し、管理することができる者を意味し、

「区画 (premises)」とは、構造物、ビル、航空機、船舶あるいは自動車の全体あるいは一部を意味し、

「調合剤 (preparation)」とは、ドラッグあるいは規制化学物質を含む溶液

あるいはあらゆる形態の混合薬を意味し、

「処方箋 (prescription)」とは、指定され者あるいは動物の治療のために調剤されるドラッグの量を業務者が記した文書を意味し、

「訴訟手続き(proceedings)」とは、裁判官、治安判事あるいは司法事務官によって、あるいはその監督のもとで実施された、申し立てあるいは立証された犯罪とそれに由来する財産に関するあらゆる手続きを意味し、かつ尋問、捜査、予審あるいは判決を含み、

「禁止ドラッグ(prohibited drug)」とは、第1付表に掲載された物質を意味し、

「財産(property)」とは、シエラレオネ国内あるいは海外にあるかを問わず、また有形あるいは無形であるかを問わずに、不動産あるいは個人資産を意味し、それには利子が含まれ、

「犯罪に由来する財産(property derived from an offence)」とは、重大な犯罪から直接的あるいは間接的に由来するすべての財産を意味し、また、犯罪に由来する財産が段階的に移転、混在、転換された財産とともに、そうした移転、混在、転換された財産に由来あるいは具現化された所得、資本あるいは他の経済的利得を含み、

「記録(record)」とは、データが記録あるいは記され、人、コンピュータシステムあるいは他の機器によって読解あるいは理解可能な物を意味し、

「リスクドラッグ (risk drug)」とは、第3付表に掲載された物質を意味し、「重大な犯罪 (serious offence)」とは、

- (a) 第3章のもとでの犯罪、
- (b) 死刑または 12 カ月以上の禁固刑を最大の刑罰とする、シエラレオネで有効な法規にもとづいた犯罪、
- (c) シエラレオネで生じた場合に死刑または 12 カ月以上の禁固刑が最大 の刑罰となるであろう、外国の法のもとでの犯罪、を意味し、

「シエラレオネ国籍航空機(Sierra Leone aircraft)」とは、

- (a) 「航空法 (Aviation Act, 2008)」にもとづいてシエラレオネで登録され、あるいはその登録が免除された航空機、
- (b) シエラレオネ政府あるいは地方議会によって全体的あるいは部分的に

所有あるいは管理されている航空機、あるいは

- (c) シエラレオネ国軍のメンバーとして業務に従事している者によって指揮あるいは操縦されている国軍の所有あるいはその業務に供されている航空機、
- (d) 外国で登録され、シエラレオネに通常居住するか業務の主要な拠点を そこに有する者にリースされている航空機、を意味し、

「シエラレオネ国籍船舶(Sierra Leone ship)」とは、

- (a) 2003 年商船法 (Merchant Shipping Act, 2003) のもとで登録あるい は登録を免除された船舶、
- (b) シエラレオネ国籍を有した未登録船舶、
- (c) シエラレオネ国軍に属する船舶、
- (d) シエラレオネ政府あるいは地方議会が所有する船舶、
- (e) 同国を代表する者、あるいは同国の利益のために所有されている船舶、 を意味し、

「供給(supply)」とは、売買、託送、配送、運搬、配達、配給、調合、提供提案を含み、

「錠剤機(tablet machine)」とは、ドラッグあるいは類似物を固形錠剤に圧縮あるいは成形する機材を意味し、

「有害化学物質吸入剤(toxic chemical inhalant)」とは、第4付表に挙げられた物質を意味し、

「通過(transit)」とは、シエラレオネを出発地にも目的地にもしないドラッグ、類似物、規制化学物質あるいは規制物質が、シエラレオネの税関プロセスあるいは手続きをへずにシエラレオネの領内を物理的に通過することを意味し、

「治療(treatment)」とは、医学的治療、セラピー、あるいは

- (a) ドラッグ乱用者がさらなるドラッグ乱用をしないように予防すること、
- (b) ドラッグ依存者がドラッグへの依存を克服できるように支援すること、 を目的とした教育・リハビリテーションプログラムへの参加を意味し、

「おとり捜査 (undercover operations)」とは、重大な犯罪を行っているかもしれない、あるいは行いつつある、あるいは行っている者に対して、証拠

を提示させる機会を与えるための捜査を意味し、

「獣医 (veterinary surgeon)」とは、シエラレオネの法律のもとで動物医療の専門職を実践するための登録および資格をえた者を意味する。

第2章 国家ドラッグ取締局の設置

- 第2条 (1) 国家ドラッグ取締局 (National Drug Law Enforcement Agency) という 名称の組織を設置する (以下、取締局 (the Agency) と略す)。
 - (2) 取締局は本部長 (Executive Director) がその長を務める。
- 第3条 (1) 取締局は、本法によって付与される他の業務に加えて、以下の諸点について責任を負う。
 - (a) ドラッグ規制におけるリーダーシップを提供すること、ドラッグ規制に 関連する事項を調整すること、ドラッグ乱用と、ドラッグ乱用、非合法ドラッグ供給およびドラッグ関連犯罪の主要な原因を根絶すること、
 - (b) 法令によって付与された、規制、取締、告訴の機能を調整すること、
 - (c) 国家ドラッグ規制戦略を開発し効果的に実施すること、
 - (d) 諮問会議の決定が実施されるようにすること、
 - (e) ドラッグと前駆物質の規制、需要削減、ドラッグ関連犯罪に関して、シエラレオネおよび海外における規制、取締、犯罪司法、需要削減、科学技術的な諸機関の間の協力および適切な情報交換を促進すること、
 - (f) ドラッグおよびドラッグ関連事項に関する情報を収集し、照合し、公衆 および民間セクターの諸組織に普及させること、およびドラッグ乱用の予防 と根絶に向けた調査・分析・教育の実施、
 - (g) 所在地にかかわらず取締局と全体的あるいは部分的に類似した機能を もつ政府組織・機関および非政府組織との効果的な協力をもたらすような施 策を実施すること、
 - (h) 陸海空のドラッグ密輸および前駆物質密輸に対応するための国際協力 を促進すること、
 - (i) ドラッグ規制、ドラッグ乱用とその主要な原因の削減、非合法なドラッ

グ供給とドラッグ関連犯罪の抑制に関わる諸事項を検討する上で、司法長官室、シエラレオネ警察、国税庁、税関、社会福祉・保健・運輸航空・内務などの諸省、地方議会、刑務局、他の取締機関および非政府組織の間の協力を促進し強化すること、

- (j) 本法のもとでの犯罪に対する訴えを受け付け、捜査し、適切な機関へと 照会することを含む本法条項を施行し、しかるべく実施すること。
- (2) 前項のパラグラフ(j)のもとでの捜査は、以下の事項のいずれかに関して実施される。
 - (a) 本法のもとでの犯罪に全体的あるいは部分的に起因するとみなしうる 十分な根拠にもとづいた嫌疑物件の種類、所在、価値、
 - (b) 個人および集団がそうした嫌疑物件を取得、使用、管理あるいは処理した方法と状況を把握するための、個人および集団に関連する事項。
- (3) 司法長官の一般あるいは個別の指示に従いつつ、取締局は、
 - (a) 本法のもとでの犯罪に関する手続きを実施し、
 - (b) 本法のもとでの犯罪に関する証拠となりうる物件の規制、差押、没収の ための手続きを、シエラレオネ国内の裁判所の決定前に実施することがで きる。
- (4) 取締局は、物件が本法のもとでの犯罪の成果あるいは手段であることを調査し確定するために、文書によって物件の提出を求めることができる。また、取締局が適当と判断した場合には、適切な情報、報告、会計簿、書籍あるいは他の文書の提出を求めることができる。
- (5) 前項の求めに従わなかった者は 2000 万レオン以上の罰金と 5 年以上の禁 固刑のいずれか、あるいは罰金と禁固刑の両方に処せられる。
- 第4条 (1) 取締局本部長は国会の承認をえて大統領によって任命される。
 - (2) 本部長は誠実な人物でなければならない。
 - (3) 本部長の任期は3年間であり、その後1期のみ延長できる。
 - (4) 本部長は取締局の長として以下の事項に対して責任を負う。
 - (a) 取締局の責務の効果的な実施と権限の適切な執行、
 - (b) 取締局の日常業務の管理、
 - (c) 取締局の職員の管理、組織化、監督。

- (5) 取締局は、本部長に加えて、その業務の効率的な運用に必要とされる、捜査官と検察官を含む他の職員をもつことができる。
- (6) 取締局は、本部長がその業務遂行に必要と判断する者を適宜雇用することができる。
- (7) 取締局職員は公務員である。
- (8) 他の公務員が取締局に出向したり支援提供を求められたりすることがある。
- (9) 本部長は年末から3カ月以内に前年の取締局の活動に関する報告書を大統領に提出し、大統領はそれを国会に開示する。
- 第5条 (1) 諮問会議 (Advisory Council) という名称の組織を設置する。
 - (2) 諮問会議は、大統領が国会の承認をえて任命する議長と6名の委員から構成される。
 - (3) 諮問会議委員の任期は3年間であり、その後1期のみ延長できる。
 - (4) 諮問会議委員は、大統領宛ての文書によって辞任することができる。
 - (5) 会議委員は、任命状に記された手当を支給される。
 - (6) 諮問会議は会議の書記となる者を任命できる。
- 第6条 (1) 諮問会議は、
 - (a)取締局および取締局と類似した業務を担う他の機関に対して業務遂行の 上での戦略的指導を提供し、
 - (b) 国家ドラッグ戦略を見直すとともに、それに関する適切な修正を提案し、 その効果的な実施を促し、
 - (c) 求めに応じて、本法に関する事項について大統領に助言する。
 - (2) 諮問会議は議事録を常に作成する。

第3章 ドラッグ乱用、ドラッグ密輸および関連犯罪

- 第7条 法的な権限なく以下の行為を行う者は終身刑に処せられる。
 - (a) 禁止ドラッグの準備、抽出、製造、生産あるいは栽培、
 - (b) 禁止ドラッグの収集、輸送、輸入、輸出、積換え、通過、

- (c) 禁止ドラッグの供給、管理、販売、販売目的の提示と提供。
- 第8条 法的な権限なく以下の行為を行う者は5年以上の禁固刑に処せられる。
 - (a) ドラッグを購入、販売、所有あるいはその管理下に置いている、あるいは喫煙、吸入、鼻からの吸入、注射、あるいは他の方法による体内への摂取、
 - (b) 他者へのドラッグの注射、あるいは他の方法での他者へのドラッグの 施術、
- 第9条 (1) 以下を行う者は2000万レオン以上の罰金と5年以上の禁固刑のいずれか、 あるいは罰金と禁固刑の両方に処せられる。
 - (a) 本章のもとでの犯罪に起因する物件の取得、保有あるいは使用、
 - (b) 本章のもとでの犯罪に起因する物件の変換あるいは移転。
 - (2) 前項の罰則に加えて、物件は政府によって没収される。
- 第10条 法的な権限なく以下の行為を行う者は5年の禁固刑に処せられ、機材、物質は 政府によって没収される。
 - (a) ドラッグの使用あるいは製造・栽培を意図したハイリスクドラッグ、あるいは他の物質の所持、
 - (b) ドラッグの使用あるいは製造・栽培を意図した、第2付表に掲載された 物質の製造、輸送あるいは分配、
 - (c) 本章のもとでの犯罪に関わる組織化、管理あるいは資金提供への関与、
 - (d) ドラッグ関連組織の設立と振興を目的とした活動への関与。
- 第 11 条 法的権限なく以下の行為の結果から直接的あるいは間接的にえられた物件の 全体あるいは部分と知りながらそれらを隠匿、隠蔽、変換する意図で物件ある いはその成果物を使用、移転、保有、搬送、輸送、変換、変化、処分した者は、 3000 万レオン以上の罰金か 10 年以上の禁固刑のいずれかに処せられる。
 - (a) 本法のもとでの犯罪の遂行、あるいは
 - (b) 本法のもとでの犯罪となる、シエラレオネ国内で行われた行為。
- 第12条 (1) 第8条のもとでの犯罪で有罪判決を受けた者については、裁判所は犯罪に 対する刑罰に加えて治療、教育、アフターケア、リハビリテーション、社 会再統合の措置を受けるように命じることができる。
 - (2) 第8条のもとでの犯罪で有罪判決を受けた未成年者については、裁判所は

- 状況に応じて犯罪に対する刑罰の代わりに治療、教育、アフターケア、リハビリテーション、社会再統合の措置を受けるように命じることができる。
- (3) 第8条にもとづいて有罪の判決を下す裁判所は、特別な事情があり、刑罰が重すぎると判断した場合には、禁固期間を短縮したり、500 万レオン以上の罰金を科したりすることができる。
- (4) 非シエラレオネ市民あるいは帰化によってシエラレオネ市民権を取得した者が本章のもとでの犯罪について有罪判決を受けた場合には、裁判所は、 犯罪に対する刑罰に加えて以下の事項を命令することができる。
 - (a) 査証あるいは市民権の棄却あるいは取消、
 - (b) シエラレオネへの再入国禁止あるいは国外追放。
- (5) 本章のもとでの犯罪について有罪判決を受けた者に関しては、裁判所は、 犯罪に対する刑罰に加えて、犯罪に関連する、あるいは犯罪遂行のために 使用された機材あるいは物件を押収し没収することができる。
- (6) 犯罪遂行のために使用された輸送手段については、その所有者以外の者が 犯罪を行い、所有者の認知あるいは同意なしにそれが使用されたことが証 明され、所有者の不注意、放置、過失によるものでない場合には没収され ない。
- (7) 裁判所は、没収命令を行うにあたり、
 - (a) 物件の所有権あるいはその他の関心事項について決定する命令、
 - (b) 物件の処分に関する命令、
 - (c) その他に適当と思われる命令、を下すことができる。
- (8) 本章のもとで没収命令を受けた物件に関して、所有者は裁判所が定める金額を支払うことでその返還を受けることができる。
- 第13条 本章のもとでの犯罪について有罪判決を受ける者に科す刑罰の種類と程度を 決定するにあたり、裁判所は以下の事項を考慮する。
 - (a) 有罪判決を受ける者が、
 - (i) 組織化された犯罪シンジケートに属していた場合、
 - (ii) 他の犯罪に関与していた場合、
 - (iii) 暴力あるいは武器を使用した場合、
 - (iv) 公職あるいは公務の執行において犯罪を行った場合、

- (v) 使用者への危険を増す物質をドラッグに追加した場合、
- (vi) 犯罪遂行にあたって未成年者あるいは精神障害者を利用した場合、
- (vii) 常習的であり、海外で有罪判決を受けた場合。

(b) 犯罪行為が

- (i) 保健の専門家、あるいはドラッグ乱用あるいは密輸を取り締まる べき立場の者によって行われた場合、
- (ii) 教育機関、病院あるいは保健施設、社会サービス施設、あるいは 通学児童あるいは生徒が教育、スポーツ、社会活動のために訪れ るその他の場所、あるいは近隣で行われた場合、
- (iii) 刑務所あるいは更生施設、あるいは軍隊、警察、税関、その他の 取締施設で行われた場合。
- (c) ドラッグを供給あるいは提供された者が未成年者、精神障害者あるいは 治療中の者であり、そのドラッグ使用が他者によって促された場合。
- (d) 供給されたドラッグが他者の死亡あるいは深刻な危害をもたらした場合。
- 第14条 本章のもとでの犯罪について有罪判決を受けた者が初犯である場合、裁判所は、 司法の利益にかない、かつ公共の利益に反しない範囲で、再犯を防ぐ適切な措 置を講じた上で刑罰の全体あるいは一部を執行猶予することができる。
- 第15条 本章のもとでの犯罪をめぐる幇助、教唆、協議、斡旋をする企てあるいは共謀 は、犯罪が行われた場合には処罰される。
- 第 16 条 シエラレオネ国内にいながら、ドラッグ、類似物、規制化学物質、規制機材あるいは規制物質をめぐって外国の法律のもとで処罰されるシエラレオネ国外での犯罪を支援した者は犯罪を行ったものとみなされる。
- 第17条 本章のもとでの手続きに関しては、行為が法的権限のもとに行われたということを証明する責任は告訴されている者が負う。

第4章 犯罪者の治療とリハビリテーション

第18条 大臣は、犯罪者の治療とリハビリテーションの必要性を評価するために、大臣

が任命する法律実務者 1 名、医療従事者 1 名、および心理学、身体的あるいはドラッグと類似物に関連する社会問題に詳しい者 2 名の計 4 名から成る治療アセスメントパネルを設置する。

- 第19条 (1) 本法のもとでの犯罪で有罪判決を受けた者が、裁判所によって以下の状態 にあると判断された場合には、治療アセスメントパネルによるアセスメントを 命じられることがある。
 - (a) 犯罪を行ったときにドラッグあるいは類似物の影響下にあった
 - (b) ドラッグあるいは類似物を使用したい、あるいはその使用のための資金 を入手したいという欲求で犯行を行った
 - (2) パネルが認可治療センターでの治療を勧めた場合、裁判所は、
 - (a) 2 年間あるいはそれよりも短い期間、命令に記載された治療あるいはパネルによって適宜指示されるその他の治療をうけることを命じ、
 - (b) 治療アセスメントパネルによる治療と進捗状況の見直しと評価の前に 認可治療センターでのスーパーヴィジョンに関する条件を指定することがで きる。
- 第20条 裁判所は、第19条第2項パラグラフ(a)のもとでの命令を発する場合、犯罪に 対する刑罰の全体あるいは一部を執行猶予するように命じることができる。
- 第21条 第19条第2項パラグラフ(a)のもとで命じられた治療を終了した者が、有罪判決の日付から2年間、本法のもとでの犯罪を新たに行わなかった場合、本法のもとでなされた命令は、
 - (a) 当該者については完全に遂行されたとみなされて免除され、
 - (b) 他の犯罪については、当該者が日常生活に復帰できるとする治療アセスメントパネルの報告書を受けて公共の利益にかなうと判断した場合には、裁判所がその免除を命じることができる。
- 第22条 (1) 治療アセスメントパネルの求める治療過程を終了できなかった者については、裁判所はパネルの勧告にしたがって第20条のもとでなされた執行猶予命令を撤回できる。
 - (2) 第20条のもとでなされた執行猶予命令が撤回された場合、治療に要した時間は本法のもとでなされる命令に必要な時間に算入される。
- 第23条 適切な理由なく以下の事項を拒否あるいは行わない者は、500万レオン以内の

罰金と2年以内の禁固刑のいずれか、あるいは罰金と禁固刑の両方に処せられる。

- (a) 治療命令に従う
- (b) 認可治療センターを運営する機関に住所変更を通知する
- (c) 命令に応じて治療アセスメントパネルに出席する。

第5章 施行、法令遵守、取締(省略)

第6章 ドラッグ関連の捜査および手続きにおける相互協力(省略)

第7章 ドラッグ乱用予防規制基金(省略)

第8章 雑則(省略)

第1付表

禁止ドラッグ

	赤エーフファ	
アセトルフィン	アセチルーアルファーメチルフ	メチルー3ーフェンタニル
Acetorphine	ェンタニル	methyl-3-fentanyl
_	Acetyl-alpha-methylfentanyl	
デソモルヒネ	アルファチルメタドール	メチルー3ーチオフェンタニル
Desomorphine	Alphacetylmethadol	methyl-3-thiofentanyl
エトルフィン	アルファーメチルフェンタニル	MPPP
Etorphine	Alpha-methylfentanyl	
ヘロイン	ベータヒドロキシフェンタニル	パラフルオロフェンタニル
Heroin	Beta-hydroxyfentanyl	Para-fluorofentanyl
ケトベミドン	ベーターヒドロキシーメチルー3	PEPAP
Ketobemidone	ーフェンタニル	
	Beta-hydroxy-methyl-3-fentanyl	
ブロランフェタミン	エトリプタミン	チオフェンタニル
Brolamphetamine	Etryptamine	Thiofentanyl
カチノン	(+)-リゼルギド	パラヘキシル
Cathinone	(+)-Lysergide	Parahexyl
DET	MDA	PMA
DMA	メスカリン	シロシン
DMU	Mescaline	Psilocine, psilotsin
DMHP	メトカチノン	シロシビン
DMHF	Methcathinone	Psilocybine
DMT	メチルー4ーアミノレクス	ロリシクリジン
DMT		
DODM	methyl-4-aminorex	Rolicyclidine
DOET エチシクリジン	MMDA	STP, DOM テナンフェタミン
	MDMA	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
Eticyclidine	N. K. M.	Tenamphetamine
アセチルメタドール	Nーエチル MDA	テノシクリジン
Acetylmethadol	N-ethylMDA	Tenocyclidine
アルフェンタニル	N-ヒドロキシ MDA	テトラヒドロカンナビノール
Alfentanil	N-hydroxyMDA	Tetrahydrocannabinol
アリルプロジン	エチルメチルチアンブテン	TMA
Allylprodine	Ethylmethylthiambutene	
アルファメプロジン	エトニタゼン	ノルモルヒネ
Alphameprodine	Etonitazene	Normorphine
アルファメタドール	エトキセリジン	ノルピパノン
Alphamethadol	Etoxeridine	Norpipanone
アルファメチルチオフェンタニ	フェンタニル	アヘン
ル	Fentanyl	Opium
Alphamethylthiofentanyl		
アルファプロジン	フレチジン	オキシコドン
Alphaprodine	Furethidine	Oxycodone
アニレリジン	ヒドロコドン	オキシモルフォン
Anileridine	Hydrocodone	Oxymorphone
ベンゼチジン	ヒドロモルヒノール	ペチジン
Benzethidine	Hydromorphinol	Pethidine
ベンジルモルヒネ	ヒドロモルフォン	ペチジン中間体 A
Benzylmorphine	Hydromorphone	Pethidine intermediate A
ベータアセチルメタドール	ヒドロキシペチジン	ペチジン中間体 B
Betaacetylmethadol	Hydroxypethidine	Pethidine intermediate B
ベータメプロジン	イソメサドン	ペチジン中間体 C
Betameprodine	Isomethadone	Pethidine intermediate C
ベータメタドール	レボメトルファン	フェナドキソン
Betamethadol	Levomethorphan	Phenadoxone
ベータプロジン	レボモラミド	フェナンプロミド
11544	+ W. S. Z. N. L.	/ - / - /

Betaprodine	Levomoramide	Phenampromide
ベジトラミド	レボフェナシルモルファン	フェンゾシン
Bezitramide	Levophenacylmorphan	Phenzocine
クロニタゼン	レボルファノール	フェノモルファン
Clonitazene	Levorphanol	Phenomorphan
コカ (葉)	メタゾシン	フェノペリジン
Coca (leaf)	Metazocine	Phenoperidine
コカイン	メサドン	ピミノジン
Cocaine	Methadone	Piminodine
コドキシム	メサドン中間体	ピリトラミド
Codoxime	Methadone intermediate	Piritramide
けしがら濃縮物	メチルデソルフィン	プロヘプタジン
Concentrate of poppy straw	Methyldesorphine	Proheptazine
デキストロモラミド	メチルジヒドロモルヒネ	プロペリジン
Dextromoramide	Methyldihydromorphine	Properidine
ジアンプロミド	メトポン	ラセメトルファン
Diampromide	Metopon	Racemethorphan
ジエチルチアンブテン	モラミド	ラセモラミド
Diethylthiambutene	Moramide	Racemoramide
ジフェノキシン	モルフェリジン	ラセモルファン
Difenoxin	Morpheridine	Racemorphan
ジヒドロモルヒネ	モルヒネ	スフェンタニル
Dihydromorphine ジメノキサドール	Morphine	Sufentanil
ジメノキサドール	モルヒネメトブロミドとその他	テバコン
Dimenoxadol	五価窒素モルヒネ	Thebacon
	Morphine methobromide and	
	other pentavalent nitrogen	
	morphine derivatives	
ジメフェプタノール	モルヒネーNーオキシド	テバイン
Dimepheptanol	Morphine-N-Oxide	Thebaine
ジエチルチアンブテン	ミロフィン	チリジン
Dimethylthiambutene	Myrophine	Tilidine
ジオキサフェチルブチレート	ニコモルフィン	トリメペリジン
Dioxaphetyl butyrate	Nicomorphine	Trimeperidine
ジフェノキシレート	ノルアシメタドール	
Diphenoxylate	Noracymethadol	
ジピパノン	ノルレボルファノール	
Dipipanone	Norlevorphanol	
ドロテバノール	ノルメサドン	
Drotebanol	Normethadone	
エクゴニン (エステルと派生物)		
Ecgonine		

第2付表

ハイリスクドラッグ

アセチルジヒドロコデイン	エチルモルヒネ	フォルコジン
Acetyldihydrocodeine	Ethylmorphine	Pholcodine
デキストロプロポキシフェン	ニコジコジン	プロピラム
Dextropropoxyphene	Nicodicodine	Propiram
ノルコデイン	ニココジン	ジヒドロコデイン
Norcodeine	Nicocodine	Dihydrocodeine
フェンメトラジン	アンフェタミン	メタンフェタミン
Phenmetrazine	Amphetamine	Methamphetamine
ラセミ化合物	デクスアンフェタミン	メタカロン
racemate	Dexamphetamine	Methaqualone

セコバルビタール	フェネチリン	レバンフェタミン
Secobarbital	Fenetylline	Levamphetamine
メチフフェニデート	ジペプロール	フェンシクリジン
Methylphenidate	Zipeprol	Phencyclidine
	メクロクアロン	
	Mecloqualone	

第3付表

リスクドラッグ

アモバルビタール	カシン	ペンタゾシン
Amobarbital	Cathine	Pentazocine
ブプレノルフィン	シクロバルビタール	ペントバルビタール
Buprenorphine	Cyclobarbital	Pentobarbital
ブタルビタール	グルテチミド	フルニトラゼパム
Butalbital	Glutethimide	Flunitrazepam

第4付表

有害化学物質吸入剤

アロバルビタール	エチナメート	メチルプリロン
Allobarbital	Ethinamate	Methylprylon
アルプラゾラム	ロフラゼプ酸エチル	ミダゾラム
Alprazolam	Ethyl loflazepate	Midazolam
アミノレックス	エチルアンフェタミン	ニメタゼパム
Aminorex	Etilamphetamine	Nimetazepam
アンフェプラモン	フェンカムファミン	ニトラゼパム
Amphepramone	Fencamfamin	Nitrazepam
バルビタール	フェンプロポレックス	ノルダゼパム
Barbital	Fenproporex	Nordazepam
ベンズフェタミン	フルジアゼパム	オキサゼパム
Benzphetamine	Fludiazepam	Oxazepam
ブロマゼパム	フルラゼパム	オキサゾラム
Bromazepam	Flurazepam	Oxazolam
ブロチゾラム	ハラゼパム	ペモリン
Brotizolam	Halazepam	Pemoline
ブトバルビタール	ハロキサゾラム	フェンジメトラジン
Butobarbital	Haloxazolam	Phendimetrazine
カマゼパム	ケタゾラム	フェノバルビタール
Camazepam	Ketazolam	Phenobarbital
大麻	クンベジャ	フェンテルミン
Cannabis	Kumbejara	Phentermine
大麻樹脂	レフェタミン	ピナゼパム
Cannabis resin	Lefetamine	Pinazepam
クロルジアゼポキシド	ロプラゾラム	ピプラドロール
Chlordiazepoxide	Loprazolam	Pipradrol
クロバザム	ロラゼパム	プラゼパム
Clobazam	Lorazepam	Prazepam
クロナゼパム	ロルメタゼパム	ピロバレロン
Clonazepam	Lormetazepam	Pyrovalerone
クロラゼペート	マジンドール	セクブタバルビタール
Clorazepate	Mazindol	Secbutabarbital
クロチアゼパム	メダゼパム	テマゼパム
Clotiazepam	Medazepam	Temazepam

クロキサゾラム	メフェノレックス	テトラゼパム
Cloxazolam	Mefenorex	Tetrazepam
デロラゼパム	メプロバメート	トリアゾラム
Delorazepam	Meprobamate	Triazolam
ジアゼパム	メソカルブ	ビニルビタール
Diazepam	Mesocarb	Vinylbital
エスタゾラム	メチルフェノバルビタール	
Estazolam	Methylpheno-barbital	
エスクロルビノール		
Ethchlorvynol		

(落合雄彦 訳)